

(健Ⅰ83・健Ⅱ179)
令和2年6月17日

都道府県医師会担当理事 殿
(学校保健・感染症危機管理)

日本医師会
常任理事 道永 麻里
釜菴 敏
(公印省略)

「学校等欠席者・感染症情報システムについて」の送付について
《新型コロナウイルス感染症への対応関連》

平素、新型コロナウイルス感染症対策につきまして種々ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校保健に係る新型コロナウイルス感染症への対応に関し、どの地域においても、いつ感染者が発生してもおかしくないという前提で、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校の保健体制を築いておくことが重要です。そのため、公益財団法人日本学校保健会が運営する「学校等欠席者・感染症情報システム（以下、単に「システム」と略す）」の活用により地域における児童生徒の健康状態を関係機関で同時に把握することが可能、としております。

この度、文部科学省より都道府県・指定都市教育委員会に対し、上記システムの活用について通知が発出され、本会あて情報提供がありました。

つきましては、別添資料をお送りしますので、貴会でもご了知いただくとともに会員への周知方、よろしくお願ひします。

なお、本件については厚生労働省健康局結核感染症課より同様の事務連絡がありましたので、併せて送付いたします。

今回の主な内容は、下記のとおりです。

記

①学校等欠席者・感染症情報システムの加入について

【令和2年6月8日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課】

②新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における感染症発生状況の把握について

【令和2年6月8日 厚生労働省健康局結核感染症課】

①文部科学省通知

- 公益財団法人日本学校保健会において、「学校等欠席者・感染症情報システム」を運営しており、このシステムを活用すれば、地域における児童生徒の健康状況を関係機関で同時に把握することが可能。
- 本システムは、近日中に新型コロナウイルス感染症対策に対応したシステムとなるよう改修を加えることを予定しており、全国の学校に御協力のうえ、このシステムを活用した事例を蓄積することにより、厚生労働省とも連携しつつ、学校における感染症対策の改善に努めたいと考えている。
- 別添のとおり日本学校保健会の通知をもとに本システムをまだ導入していない教育委員会におかれては、積極的に加入いただき、感染症対策に活用下さるようお願いする。

②厚生労働省通知

- 新型コロナウイルスについては、感染性や病原性などいまだ不明な点も多く、対処方針において「文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る」ことが示されているとおり、学校等での発生動向を迅速に把握することは感染予防及びまん延防止を図る上で極めて重要。
- 地域における感染症の発生動向を早期に把握し、感染症のまん延防止措置を迅速に実施できるよう、学校等における感染症発生状況の把握について、特段の御配慮をお願いする。
- より多くの自治体や学校等が本システムを活用することで、本システムの有用性がさらに発揮されることが期待されることから、日本学校保健会から発出された加入に関する再募集の通知について、関係部局と連携し、関係者に改めて周知する。

以上

①文部科学省通知

事 務 連 絡
令和2年6月8日

公益財団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校等欠席者・感染症情報システムについて

貴会におかれては、新型コロナウイルス感染症対策について御尽力いただいていることと存じます。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。このため、どの地域においても、いつ感染者が発生してもおかしくないという前提で、自治体内での部局間の連携体制や学校等の保健管理体制を築いておくことが重要です。

つきましては、別添のとおり、都道府県・指定都市教育委員会に対し、公益財団法人日本学校保健会が運営している「学校等欠席者・感染症情報システム」の活用について通知しましたので、ご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況把握に資するよう、「学校等欠席者・感染症情報システム」（日本学校保健会）への加入・活用を依頼するものです。（新規）

事務連絡
令和2年6月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課

学校等欠席者・感染症情報システムの加入について（依頼）

各自治体におかれては、地域における一斉の臨時休業期間を終了し、学校における新型コロナウイルス感染症対策について御尽力いただいていることと存じます。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。このため、どの地域においても、いつ感染者が発生してもおかしくないという前提で、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校の保健管理体制を築いておくことが重要です。

公益財団法人日本学校保健会においては、「学校等欠席者・感染症情報システム」を運営しており、このシステムを活用すれば、地域における児童生徒の健康状況を関係機関で同時に把握することが可能です。平成29年度には、全国の保育園の約33%、小学校の約53%、中学校の約50%において利用されています。

新型コロナウイルス感染症の陽性患者については、一義的には自治体の衛生主管部局により把握されますが、その前段階の情報として、発熱等の風邪症状がある児童生徒がどの地域に多数発生しているかなどを関係機関が把握することにより、地域の警戒度を高め、学校における感染症対策をより徹底するなどの対応が可能になると考えられます。

本システムは、近日中に新型コロナウイルス感染症対策に対応したシステムとなるよう改修を加えることを予定しており、全国の学校に御協力いただき、このシステムを活用した事例を蓄積することにより、厚生労働省とも連携しつつ、

学校における感染症対策の改善に努めたいと考えています。

つきましては、別添のとおり日本学校保健会から通知されておりますので、本システムをまだ導入していない教育委員会におかれては、本システムに積極的に加入いただき、感染症対策に活用下さるようお願いいたします。なお、本システムの加入は、都道府県及び市区町村教育委員会単位での申し込みとなりますので、私立学校や国立学校など加入施設の範囲については各教育委員会がご判断ください。利用料は無料です。なお、利用可能となるまでに申し込みから1～2か月ほどかかります。

各都道府県教育委員会におかれましては、域内市（区）町村教育委員会に対して周知くださるようお願いいたします。

「学校等欠席者・感染症情報システム」加入の問合せ先

(公財) 日本学校保健会 担当者 永井、高橋

https://www.gakkohoken.jp/kesseki_contact/index

参考1：学校等欠席者・感染症情報システムの概要（日本学校保健会ポータルサイト）

https://www.gakkohoken.jp/files/ccenter/new_about_system.pdf

参考2：学校等欠席者・感染症情報システム デモ版のご案内（ログインするとマニュアルがご覧になれます）

https://www.gakkohoken.jp/info_demo

参考3：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課
TEL：03-5253-4111(2070)

日学保第65号
令和2年6月8日

各都道府県、指定都市、市区町村学校保健会
各都道府県、指定都市、市区町村教育委員会学校保健担当課 御中
各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部局感染症対策担当課
各都道府県・指定都市・中核市 保育主管課

公益財団法人 日本学校保健会
(公印省略)

令和2年度「学校等欠席者・感染症情報システム」
新規導入の再募集受付について（通知）

平素より本会事業にご支援を賜り感謝申し上げます。

本「学校等欠席者・感染症情報システム」は国立感染症研究所との共同研究契約に基づいて平成29年度から日本学校保健会が運営主体となって進めているシステムです。本システムを活用することにより、学校、保育所及び市区町村等での感染症等の発生状況が表やグラフ、地図で確認、情報共有ができ、感染症への早期把握・早期対応に有用なシステムとなっております。

この度、「学校等欠席者・感染症情報システム」の新規導入（追加登録）について、本年度の導入を再募集することといたしました。

つきましては、新規導入（追加登録）の手続を進めるため、下記により必要書類を本会事務局宛にご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- (1) 学校等欠席者・感染症情報システム新規導入申込書 兼 使用申請書（別紙1）
自治体または主管課の代表者印を必ず捺印の上、PDFファイルにて提出願います。
- (2) 令和2年度登録予定施設一覧表（別紙2）
市区町村単位でシートを分けて記入したExcelファイルにて提出願います。
- (3) 中学校区地図
中学校区が区別できる地図をPDFファイルにて提出願います。

2 提出方法 上記（1）（2）（3）を添付ファイルにて電子メールで申し込む。

3 提出期限 令和2年8月31日（月）

4 その他

- (1) 新規導入のスケジュールについて
ア 当該自治体または主管課から関係書類の提出を受けて、新規登録の作業を委託業者に依頼します。
イ 委託業者の登録作業完了後、アカウント情報（URL・ID・初期パスワード）の一覧を順次、該当自治体または主管課に電子メールで送付します。（施設登録に1～2ヶ月かかります。）

ウ 自治体または主管課から適切な時期に各施設にアカウント情報を伝達して利用を開始してください。

(2) 地図実装について

校区別の市区町村地図の実装については、無償で作成することとなりました。中学校区が区別できる地図をPDFにて電子メールでご提出ください。なお、地図の実装は作業に時間を要するため、システム利用開始時にはご利用いただけないこと、申込状況によっては、次年度以降に繰り越す場合もあることをあらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

(3) 届出様式改変について

届出様式の改変については、自治体または主管課の費用負担をお願いしております。独自の届け出様式を希望される場合は、下記により別途お申し込みください。

6月8日付通知「学校等欠席者・感染症情報システムに係る届出様式について」

公益財団法人 日本学校保健会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番17号虎ノ門2丁目タワー6階
担当 永井・高橋

申請書類提出先

E-mail : takahashi@hokenkai.or.jp

システムに関するお問い合わせ

URL : https://www.gakkohoken.jp/kesseki_contact/index

(別紙1)

学校等欠席者・感染症情報システム新規導入申込書 兼 使用申請書

年 月 日

公益財団法人日本学校保健会
会長 横倉義武様

申請者
自治体または主管課名

代表者

印

学校等欠席者・感染症情報システムを使用したいので、下記のとおり申請いたします。

導入予定施設 (種別・施設数)		
担当部署 (代表)	所 属	
	担当者	
	住 所	
	電 話	
	メー ル	

②厚生労働省通知

事 務 連 絡

令和 2 年 6 月 8 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における 感染症発生状況の把握について（情報提供）

新型コロナウイルス感染症対策については、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和 2 年 5 月 25 日変更）において、「文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る」ことが示されているとおり、学校等での発生動向を迅速に把握することは感染予防及びまん延防止を図る上で極めて重要です。

そのため、自治体に対して添付のとおり、地域における感染症の発生動向を早期に把握し、感染症のまん延防止措置を迅速に実施できるよう、学校等の臨時休業等の把握状況やサーベイランスの構築に関し公益財団法人日本学校保健会が運営している「学校等欠席者・感染症情報システム」の活用について通知しましたので、ご連絡いたします。

事務連絡
令和2年6月8日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における
感染症発生状況の把握について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規患者の発生は、一時期に比べて低く抑えられた状況ですが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（令和2年5月25日変更）において、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくために今後講じるべき対策が示されました。

また、新型コロナウイルスについては、感染性や病原性などいまだ不明な点も多く、本対処方針において「文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る」ことが示されているとおり、学校等での発生動向を迅速に把握することは感染予防及びまん延防止を図る上で極めて重要です。

つきましては、地域における感染症の発生動向を早期に把握し、感染症のまん延防止措置を迅速に実施できるよう、下記のとおり、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）における感染症発生状況の把握について、特段の御配慮をお願いします。

なお、本件については文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省子ども家庭局保育課とも協議済みであることを申し添えます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症の学校等における感染症発生状況の把握について

- (1) 保健所においては、新型コロナウイルス感染症発生の早期探知の観点から、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条等の規定により、学校の設置者から報告される管内の学校等における新型コロナウイルス感染者（疑いも含む。）の発生による臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数の把握に努め、必要に応じてまん延防止措置を講じてください。なお、状況に応じ、学校等の臨時休業等の把握状況について厚生労働省に報告を求める場合があります。

(2) 上記に当たり、効率的に感染症の発生状況を把握する観点から、全国規模で学校等に一定の導入実績がある「学校等欠席者・感染症情報システム」（公財日本学校保健会）（以下「本システム」という。）を積極的に活用し、サーベイランス体制の構築に努めて下さい。

2. 学校等欠席者・感染症情報システムの積極的な活用について

- (1) 本システムは、(公財)日本学校保健会が運営しており、本システムの活用により、地域における児童生徒等の健康状況を学校、教育委員会、保健所、文部科学省、厚生労働省等の関係機関で共有することが可能です。(参考1、2)
- (2) 厚生労働省では、本システムが地域における感染症対策に資するものとなるよう、本システムを活用した効果的なサーベイランスを行うための研究を行う予定としています。
- (3) より多くの自治体や学校等が本システムを活用することで、本システムの有用性がさらに発揮されることが期待されることから、(公財)日本学校保健会から発出された加入に関する再募集の通知(参考3)について、関係部局と連携し、関係者に改めて周知しているところです。
- (4) 保健所においては、本システムの利用に際し、予算の確保やシステム改修等の特別な手続きは不要です。なお、本システムに必要なID等の情報については、(公財)日本学校保健会にお問い合わせください。

3. その他

- (1) 今回の取組は、厚生労働省における調査研究の一環として行うものであり、その結果を踏まえ、今後、新型コロナウイルス感染症に係る学校サーベイランスについての有用性や実施方法等を検討することとしています。
- (2) 毎年9月頃に依頼しているインフルエンザ様疾患発生報告においても、今後、本システムを活用できるように検討していることを申し添えます。

参考1：学校等欠席者・感染症情報システムの概要（日本学校保健会ポータルサイト）

https://www.gakkohoken.jp/files/ccenter/new_about_system.pdf

参考2：学校等欠席者・感染症情報システム デモ版のご案内（ログインすると実際の画面がご覧になれます） https://www.gakkohoken.jp/info_demo

参考3：「令和2年度学校等欠席者・感染症情報システムの新規導入の再募集の受付について（通知）」（公益財団法人日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/system-information/archives/15>

（問い合わせ先）

厚生労働省健康局結核感染症課 仲川・井上

SARSOPC@mhlw.go.jp